

公共料金の支払に係るクレジットカード決済業務仕様書（案）

1 業務名

公共料金の支払に係るクレジットカード決済業務

2 目的

業務効率化や経費削減を図るため、公共料金（電気料、電話料等）の支払いにおいて、クレジットカードを用いた方法による決済を導入し、全ての所属の請求を一つに集約して出納総務課で支払うもの。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

（ただし、年度ごとに契約を更新することを前提とする）

4 クレジットカード決済業務の内容、要件

（1）対象経費

公共料金：電気料金、通信料金、電話料金（携帯電話料金を含む）等

（2）調達するクレジットカードの要件

クレジットカードの利用に際して、公共料金請求事業者とクレジットカード事業者の間において、当該請求事業者が本県からの支払いを受けることとなる当該支払いの納付事務について、当該請求事業者から当該クレジットカード事業者に対して委任する取扱い又は、当該請求事業者が有する債権を当該クレジットカード事業者に譲渡する取扱いとなっていること。

ア クレジットカードの種別

（ア）パーセーニングカード（プラスチックカード不発行）であること

（イ）カード名義は、所属名等任意で設定できること

（ウ）同一の所属で利用目的に応じて複数のカードの発行を可能とすること

（エ）追加費用が発生することなく、カードを追加できること

（オ）利用可能なブランドには、Mastercard®、Visa、JCB のいずれかを含むものとすること

（カ）利用可能額については、本県と協議の上で決定すること。また、カードごとにその額を設定できること

（キ）クレジットカード決済により、ポイントが発生しないものであること

イ 利用所属数

約 260 所属とし、最大約 350 所属を想定する。

ウ カード発行数

利用開始時点で約 2,000 を想定し、カード発行可能数は、無制限であること。

エ 利用開始時期

令和8年6月利用分（令和8年8月請求分）からの利用を想定し、カードの発行、支払方法の変更手続等を考慮したスケジュールを示すこと。

なお、具体的な開始時期については、受託者決定後、協議することとする。

(3) カードの発行手続

カードの新規発行や廃止手続の申請事務について電子データを用いるなど、本県と協議し、可能な限り簡素に行い、速やかに対応すること。

(4) クレジットカード決済に係る請求、支払方法

ア 請求の方法

全てのカードの請求を一つに集約して出納総務課へ請求すること。なお、出納総務課において複数の支出科目を用いて支出処理を行う必要があることなどから、請求書の作成方法については本県と協議の上、柔軟に対応すること。

イ 請求書の送付

下記エの請求期日までに請求書を作成し、送付すること。

ウ 利用明細の作成

下記エの請求期日までに全体及びカードごとの利用明細を作成し、それ Web 上からダウンロードできるようにすること。その際、所属ごとなど任意の条件で抽出や集計が可能であること。

エ 利用料金の支払い

原則として、締め日は毎月月末とし、締め日の翌月 10 日までに請求を行い、締め日の翌月末を支払期日とすること。

なお、クレジットカード利用料金の支払方法は銀行振込とし、請求書に支払先の口座情報を記載すること。

(5) 契約額

本契約に係る手数料及び年会費等は一切生じないものとすること。また、追加のカード発行に係る経費も生じないものとすること。

5 業務実施に当たっての留意事項

(1) 疑義に関する協議等

受託者は、本業務の期間において、本県との間で隨時打合せを行った上で業務を実施し、適切なサポートを行うものとすること。また、本業務内容に定めのない事項及び本業務内容に定める内容について、疑義が生じたときは、両者が協議のうえ定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。

(2) 情報の保護（守秘義務）

本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意することとする。